

○国立大学法人筑波大学附属学校教育局附属学校管理規程

〔平成16年4月1日〕
附属学校教育局規程第1号

改正 平成16年附属学校教育局規程第3号
平成17年附属学校教育局規程第4号
平成18年附属学校教育局規程第1号
平成19年附属学校教育局規程第1号
平成20年附属学校教育局規程第3号
平成20年附属学校教育局規程第4号
平成24年附属学校教育局規程第2号
平成27年附属学校教育局規程第1号

国立大学法人筑波大学附属学校教育局附属学校管理規程

(目的)

第1条 この附属学校教育局規程は、国立大学法人筑波大学附属学校教育局規則（平成16年法人規則第13号）第6条の規定に基づき、附属学校の円滑かつ適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(附属学校の大学への協力)

第1条の2 附属学校は、筑波大学における幼児、児童又は生徒の教育又は保育に関する研究に協力し、及び筑波大学の計画に従い学生の教育実習の実施に当たるものとする。

(学級の編制)

第2条 附属学校における学級の編制は、附属学校教育局教育長が行う。

2 校長は、当該附属学校における学級の編制について、附属学校教育局教育長に意見を述べることができる。

(学科、学級数及び定員)

第3条 附属学校における学科の種類及び当該学科に置く学級数並びに幼児、児童又は生徒の定員は、附属学校教育局教育長が定める。

2 校長は、当該附属学校における学科の種類及び当該学科に置く学級数並びに幼児、児童又は生徒の定員について、附属学校教育局教育長に意見を述べるができる。

第4条 削除

(休業日)

第5条 校長は、国立大学法人筑波大学附属学校校則（平成16年法人規則第14号）第6条第3項の規定に基づき休業日の始期及び終期を定めたとき（これらを変更したときを含む。）並びに休業日を臨時に変更する必要があるときは、附属学校教育局教育長に届け出なければならない。

2 校長は、休業日に授業を行う必要があるときは、附属学校教育局教育長に届け出なければならない。

（職員）

第6条 附属学校に、学校の円滑かつ適正な運営を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、次に掲げる職員を置く。

校長

副校長

主幹教諭

教諭

養護教諭

栄養教諭（附属小学校、附属視覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校に限る。）

寄宿舎指導員（附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校に限る。）

実習助手（附属坂戸高等学校に限る。）

事務職員

技術職員（附属中学校及び附属高等学校を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、主幹教諭を置かないことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くときは栄養教諭を、それぞれ置かないことができる。

4 第1項に定めるもののほか、必要な職員を置くことができる。

（職員数の決定等）

第7条 前条の職員の数、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）の規定を標準として、附属学校教育局教育長が定める。

（副校長の選考）

第8条 副校長の選考手続については、附属学校教育局細則で定める。

（教務主任等）

第9条 附属学校に、教務主任、学年主任、保健主事（以下「教務主任等」という。）を置く。ただし、教務主任、学年主任又は保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他

特別の事情があるときは、これを置かないことができる。

- 2 前項の教務主任等は、当該附属学校の教諭（保健主事にあつては、教諭又は養護教諭）をもって充てる。
- 3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整し、及び指導助言に当たる。
- 4 学年主任は、同学年の児童又は生徒で編成する学級の数が2以上である学年ごとに置くものとし、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整し、及び指導助言に当たる。
- 5 保健主事は、校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。

（生徒指導主事等）

第10条 附属中学校、附属駒場中学校、附属高等学校、附属駒場高等学校及び附属坂戸高等学校並びに附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校及び附属桐が丘特別支援学校の中学部及び高等部（高等部専攻科を含む。以下同じ。）に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは生徒指導主事を、進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは進路指導主事を、それぞれ置かないことができる。

- 2 前項の生徒指導主事及び進路指導主事は、当該附属学校の教諭をもって充てる。
- 3 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整し、及び指導助言に当たる。
- 4 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（学科主任等）

第11条 附属視覚特別支援学校及び附属聴覚特別支援学校の高等部の専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置き、附属坂戸高等学校に農場長を置く。ただし、学科主任又は農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは、これを置かないことができる。

- 2 前項の学科主任及び農場長は、当該附属学校の教諭をもって充てる。
- 3 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整し、及び指導助言に当たる。
- 4 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。

（寮務主任及び舎監）

第12条 附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校に、寮務主任及び舎監を置く。ただし、寮務主任の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは寮務主任を、舎監の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときは舎

監を、それぞれ置かないことができる。

- 2 前項の寮務主任及び舎監は、当該附属学校の教諭をもって充てる。
- 3 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整し、及び指導助言に当たる。
- 4 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における幼児、児童又は生徒の教育に当たる。

(研究主任及び教育実習主任)

第13条 附属学校に、研究主任及び教育実習主任を置くことができる。

- 2 前項の研究主任及び教育実習主任は、当該附属学校の教諭をもって充てる。
- 3 研究主任及び教育実習主任は、校長の監督を受け、第1条の2の規定により附属学校が行う研究協力又は教育実習の実施に関する事項について連絡調整し、及び指導助言に当たる。

(司書教諭)

第14条 附属学校に、司書教諭を置く。

- 2 前項の司書教諭は、当該附属学校の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）又は教諭をもって充てる。
- 3 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に係る専門的職務をつかさどる。

(主任等の選任等)

第15条 第9条から前条までに規定する主任等は、校長が命ずる。

- 2 校長は、前項の主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を命ずることができる。
- 3 校長は、前2項により主任等を選任した場合は、別に定める様式により附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

(部主事)

第16条 附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校の部に、主事を置く。

- 2 前項の主事は、当該部に属する主幹教諭又は教諭をもって充てる。
- 3 主事は、校長の監督を受け、当該部に関する校務をつかさどる。
- 4 主事の選考及び任期については、附属学校教育局細則で定める。

(非常変災等における休業)

第17条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

- 2 前項の場合において、校長は、この旨を附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

(教育課程)

第18条 校長は、翌年度の当該附属学校の教育課程について、学年が始まるまでに、別に定める様式により、附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

(校務分掌)

第19条 校長は、当該附属学校の校務分掌組織及びその分掌を定め、毎年度当初に、別に定める様式により、附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

(教科用図書等)

第20条 附属学校で使用する教科用図書(準教科書を含む。以下同じ。)の選定は、校長が行い、別に定める様式により、附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

2 教科用図書以外の教材の選定は、校長が行い、当該教材のうち、次に掲げるものを継続使用する場合は、別に定める様式により、附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

- (1) 教科用図書とあわせて使用する副読本、解説書その他の参考書
- (2) 学習の過程又は休業日中に使用する各種の学習帳、練習帳、日記帳の類

(学校行事年間計画の作成)

第21条 校長は、翌年度に当該附属学校において実施する行事の年間計画を作成し、別に定める様式により、附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

(学校外教育活動)

第22条 校長は、当該附属学校における教育活動の一環として実施する修学旅行その他の学校外教育活動で、海外において実施するものについては、2箇月前までに、その実施計画を別に定める様式により附属学校教育局教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(指導要録、出席簿の作成)

第23条 校長は、当該附属学校に在学する幼児、児童又は生徒について、指導要録及び出席簿を作成するものとする。

(入学許可者の届出)

第24条 校長は、当該附属学校に入学を許可した者について、別に定める様式により、附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

第25条 削除

(退学等の届け出)

第26条 校長は、当該附属学校の幼児、児童又は生徒に対して退学、転学、留学、休学又は復学を許可し、若しくは休学を命じた場合は、別に定める様式により、その旨を附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

2 校長は、各学年の課程の修了を認定しない者に対して、次の学年の始めから、原級の課程を再履修させるときは、別に定める様式により、その旨を附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

(長期欠席者への対応)

第27条 校長は、当該附属学校における長期欠席の幼児、児童又は生徒に対して、教育上の必要な配慮のもとに対応するものとする。

2 校長は、当該附属学校において引き続き7日を超える欠席をしている幼児、児童又は生徒がいる場合は、速やかに、別に定める様式により、その旨を附属学校教育局教育長に届け出るとともに、必要により附属学校教育局教育長の指示を受けるものとする。

(出席停止)

第28条 校長は、出席停止を命じた場合は、速やかに、別に定める様式により、その旨を附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

(除籍)

第29条 校長は、当該附属学校の幼児、児童又は生徒に対して除籍を行った場合は、速やかに、別に定める様式により、その旨を附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

(懲戒)

第30条 校長は、当該附属学校の幼児、児童又は生徒に対して懲戒退学又は停学を行った場合は、速やかに、別に定める様式により、その旨を附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

(職員の人事)

第31条 附属学校教育局教育長は、附属学校の職員に欠員が生じた場合は、附属学校における職員の配置状況、後任補充の緊急性及び必要性、並びに当該校長の意見具申等を勘案の上、当該附属学校における後任補充の適否を決定するものとする。

2 附属学校教育局教育長は、附属学校の職員に係る人事計画の策定及び人事異動の実施に当たり、あらかじめ当該校長の意見を聴くものとする。

(職員の服務監督・休暇等の承認等)

第32条 附属学校の職員の服務監督及び休暇、出張、研修等の承認等は、当該校長が行う。

2 前項の場合において、校長は、当該附属学校の東京キャンパス事務部学校支援課に所属する職員(次条第2項において「事務職員等」という。)の服務監督及び休暇、出張、研修等の承認等を行ったときは、東京キャンパス事務部学校支援課長(次条第2項において「学校支援課長」という。)に届け出るものとする。

3 校長の服務監督及び休暇、出張、研修等の承認等は、第1項の規定にかかわらず、附属学校教育局教育長が行う。

(職員の勤務時間の割振り)

第33条 附属学校の職員に係る勤務時間の割振りは、附属学校における教育課程等の必要に応じて当該校長が決定し、又は変更するものとする。

2 前項の場合において、校長は、事務職員等の勤務時間の割振りを決定し、又は変更したときは、学校支援課長に届け出るものとする。

(職員の始業及び終業の時刻、休憩時間、休息时间)

第33条の2 校長は、当該附属学校の職員に係る始業及び終業の時刻若しくは休憩時間を変更し、又は休息时间を定め、若しくはこれを変更する場合は、事前に、別に定める様式により、その旨を附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

(職員の降任、休職、解雇、懲戒)

第34条 校長は、当該附属学校の職員について降任、休職、解雇又は懲戒に該当する事由が生じたと判断した場合は、速やかに、附属学校教育局教育長に報告するものとする。

(職員の研修等)

第35条 附属学校教育局教育長は、附属学校の職員に係る体系的な研修計画を策定するとともに、その実施に当たるものとする。

2 附属学校教育局教育長は、他機関等で実施する研修等に附属学校の職員を受講させるに当たり、研修受講の必要性、研修受講による効果等を勘案の上、受講予定者を決定するものとする。

(学校施設及び設備の管理等)

第36条 校長は、当該附属学校の施設及び設備を管理し、その整備保全に努めなければならない。

2 校長は、当該附属学校の施設又は設備が滅失し、又はき損した場合は、すみやかに附属学校教育局教育長に報告しなければならない。

3 校長は、職員又は学生から教育研究、福利厚生その他本学の運営に係る目的のために当該附属学校の施設又は設備を一時的に使用したい旨の願い出があった場合は、当該附属学校の運営上及び教育上支障がないと認める場合に限り、これを許可することができる。

(学校予算の配分、編成、執行等)

第37条 附属学校教育局教育長は、毎年度、附属学校の予算配分を決定し、校長に示達するものとする。

2 校長は、教育課程の実施、その他学校運営を効果的に実施するため、当該年度に配分された学校予算の編成を行うとともにその執行計画を策定し、適正な予算執行に当たらなければならない。

(職員会議)

第38条 附属学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が主宰する。
- 3 前2項に定めるもののほか、職員会議に関し必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

(学校評議員)

第39条 附属学校に、学校評議員を置く。

- 2 学校評議員に関し必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

(教育目標・教育計画案の策定、学校評価等)

第40条 校長は、当該附属学校における翌年度の教育目標・教育計画案を策定し、附属学校教育局教育長の承認を得るものとする。

- 2 校長は、当該附属学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該附属学校の幼児、児童又は生徒の保護者その他の当該附属学校の関係者（当該附属学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 4 校長は、第2項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、附属学校教育局教育長に報告するものとする。

(安全管理)

第41条 校長は、当該附属学校における安全管理に係る体制を整備し、幼児、児童又は生徒の安全管理に努めなければならない。

- 2 校長は、当該附属学校における安全管理体制の整備に当たり、人員の配置、予算要求等の必要がある場合は、附属学校教育局教育長と協議するものとする。
- 3 校長は、当該附属学校における幼児、児童又は生徒の安全確保を図るため安全管理マニュアルを作成し、附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

(衛生管理)

第41条の2 校長は、当該附属学校における衛生管理に係る体制を整備し、学校内における衛生管理に努めなければならない。

- 2 校長は、当該附属学校における衛生管理体制の整備に当たり、人員の配置、予算要求等の必要がある場合は、附属学校教育局教育長と協議するものとする。

(事件・事故等への対応)

第42条 校長は、当該附属学校において事件・事故等が発生した場合には、直ちに、別に定める様式により、その旨を附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

- 2 附属学校教育局教育長は、前項の届出に基づき、附属学校において発生した事件・事故等に

関し当該校長と協議し、必要な措置を講じるものとする。

(情報公開)

第43条 附属学校教育局教育長は、附属学校関係の法人文書又は保有個人情報に係る開示（次項において「文書等開示」という。）請求があったときは、当該校長に意見を求めるものとする。

2 附属学校教育局教育長は、文書等開示に係る請求に基づき、文書等の開示の可否について決定し、請求者に通知するものとする。

(広報等)

第44条 校長は、当該附属学校に係る広報刊行物等の作成又は発行等を行った場合は、すみやかに附属学校教育局教育長に届け出るものとする。

(取材)

第45条 報道機関等から附属学校の日常的教育活動等に関する取材等の申込みがあった場合は、当該学校において対応するものとする。

第46条 削除

(細目)

第47条 この附属学校教育局規程に定めるもののほか、この附属学校教育局規程を施行するために必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

附 則

この附属学校教育局規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平16. 4. 22附属学校教育局規程3号）

この附属学校教育局規程は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平17. 3. 24附属学校教育局規程4号）

この附属学校教育局規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定中栄養教諭に係る部分は、別に附属学校教育局細則で定める日から施行する。

附 則（平18. 3. 23附属学校教育局規程1号）

この附属学校教育局規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平19. 3. 30附属学校教育局規程1号）

この附属学校教育局規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平 2 0 . 3 . 2 7 附属学校教育局規程 3 号）

この附属学校教育局規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 0 . 9 . 1 1 附属学校教育局規程 4 号）

この附属学校教育局規程は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 4 . 3 . 2 9 附属学校教育局規程 2 号）

この附属学校教育局規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 7 . 2 . 2 6 附属学校教育局規程 1 号）

この附属学校教育局規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。